公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７８号
新潟県阿賀野市寺社甲94番地２
債務者　成田　錄夫
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第７９号
新潟県阿賀野市寺社甲94番地２
債務者　成田ヨリ子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５９４号
神戸市兵庫区北逆瀬川町４番１―603号
債務者　池田　久志
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県田川市大字伊田1606番地21
債務者　宇都宮一白
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　俊徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１６８号
大分市大字皆春639番地の３（サンハイツイノウエ302）
債務者　廣田　久美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１号
岩手県花巻市台第２地割117番地、旧住所岩手県花巻市西大通り２丁目６番５号　ウエストＤ棟
債務者　佐々木歩美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３９０号
大阪府和泉市伏屋町２丁目１番５―402号、前住所大阪府和泉市光明台１丁目32番３―102号
債務者　昇　宏太郎
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３９号
福岡県遠賀郡水巻町頃末北１丁目16番34号
債務者　黒澤　　悟
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　研太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―612号、前住所兵庫県西宮市若草町２丁目11番26号
債務者　三枝　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３６号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目８番10号
債務者　竹本　良介
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９６号
札幌市北区南あいの里５丁目３番７―203号、前住所神戸市東灘区森北町６丁目２番36号
債務者　福田　匡保
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９９号
北九州市小倉南区城野４丁目３番８―408号
債務者　楠　　徳男
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０１号
北九州市小倉南区城野４丁目３番８―408号
債務者　楠　美佐子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３６号
大分市大字森731―１　有料老人ホーム安寿の森、住民票上の住所大分市新貝７番31号（サンコート新貝301）
債務者　安部　哲治
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　祥彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
愛知県豊田市花沢町サルツクリ12番地３、前住所愛知県名古屋市北区中丸町２丁目４番地の２　第２協栄ビル202号
債務者　後藤　美鈴（旧姓芦沢）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　貴弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５１２号
大阪府東大阪市衣摺４丁目３番２号201
債務者　石河　伸康
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部